

居宅介護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社むらたサポート
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都北区王子本町 2-28-3 和幸マンション 103
電話番号	03-5918-7485
代表者氏名	林 操
法人の沿革・特色	平成 19 年 3 月 株式会社むらたサポート設立。平成 19 年 6 月より通所介護事業所を開所。平成 22 年 3 月より訪問介護事業所を開所。 モットー：その方の『やりたいしたい』を大切に。
法人が所有する営業所の種類・数	通所介護 1 訪問介護 1

2 事業所の概要

事業所の名称	はるかぜヘルパーステーション
事業所の所在地	東京都北区王子本町 2-24-11-202
事業所の電話番号	03-5948-8035
サービス提供地域	北区
サービス提供曜日・時間	月曜日～日曜日 8:30～18:30
事業所番号	1311800633 (居宅支援) 1361800633 (北区自立支援)
運営方針	障害者の心身の状況、その置かれている環境、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う
自己評価の実施状況	
第三者評価の実施状況	
職員への研修の実施状況	1 ヶ月に 1 回定期的に行う

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	1	1	1	介護福祉士
ヘルパー		3	1	介護福祉士 ヘルパー2 級
事務員				

令和 7 年現在

4 主たる対象者：身体・精神障害者

5 提供するサービス

(1) サービスの内容

① 身体介護 (心身状態に合わせて支援します)

・食事介助 ・入浴介助、清拭 ・更衣介助 ・排泄介助 ・通院介助等 ・移動介助

②家事援助（その状況に応じて支援します）

・調理 ・買い物 ・シーツ交換 ・洗濯 ・掃除

(2) ヘルパーの禁止行為

①利用者に対する暴力等の虐待行為

②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）

③利用者の同居家族に対するサービス

④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）

⑤居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、区市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。月額負担上限額については、各区市長村長が定めた額。ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の 1 割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、サービスに要した総費用額から負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 31 条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数（①基本サービス単位数＋②加算単位数）× 1 単位の単価＝サービスに要した総費用

※サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

① 基本サービス単位数表 日中時間帯（午前 8 時～午後 6 時までの間）

・下記表の利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（1 級地；特別区）の 1 単位単価（11.08 円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の 1 割相当額を記載しています。

（1 円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

居宅における身体介護	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	256	2867	287
30分以上1時間未満	404	4525	452
1時間以上1時間30分未満	587	6574	657
身体介護中心型 通院介助（身体介護有）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	256	2867	287
30分以上1時間未満	404	4525	452
1時間以上1時間30分未満	587	6574	657
1時間以上2時間未満	659	7381	738
2時間以上2時間30分未満	754	8445	844
2時間30分以上3時間未満	837	9374	937
家事援助中心型	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106	1187	119
30分以上45分未満	153	1714	171
45分以上1時間未満	197	2206	221
1時間以上1時間15分未満	239	2677	268
1時間15分以上1時間30分未満	275	3080	309
通院等介助（身体介護無）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106	1187	119
30分以上1時間未満	197	2206	221
1時間以上1時間30分未満	275	3080	308
1時間30分以上2時間未満	345	3864	386
2時間以上2時間30分未満	414	4637	464
2時間30分以上3時間未満	483	5410	541

・2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。

各ヘルパーの所定単位数で算定します。

上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から介護給付費相当の額をいただきます。

・3級ヘルパー等がサービス提供にあたる際は、所定単位を減じて算定します。

身体介護 所定単位の30%減

家事援助 所定単位の10%減

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

○ 緊急時対応加算 1回につき100単位

居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用者の要請を受けて、24時間以内に行った場合に算定します。

○ 初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

(2)その他サービスに係わる費用について

①交通費

北区内におけるサービス利用については、交通費が無料となります。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

なお、支援に伴うヘルパーに係わる交通費は実費となります。

②記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

③通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

・ご利用の前営業日 17 時までにご連絡いただいた場合 →無料

・ご利用の前営業日 17 時までにご連絡いただかなかった場合 →30 分につき 1000 円

(4)その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6)支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求しますので、月末までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。

(現金または振り込みも可)

7 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

①居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される

方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

①利用者が当事業者にに対し 7 日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間をもって終了します。）

③利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

--	--

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	はるかぜヘルパーステーション	管理者 林 操
電話番号	03-5948-8035	
受付時間	8:30~17:30 (月~金) (祝祭日を除く)	

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

- ①苦情の原因を把握する。(利用者宅を訪問し、内容の確認・今後の対応の説明し了解をえる。
- ②原因分析の検討会を実施し従業者に徹底し、速やかに改善を図り、その状況を確認する。
- ③苦情処理の内容を記録し、再発防止に努め、サービスの向上を目指す。

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	東京都北区健康福祉部 障害福祉課 王子障害福祉係
電話番号	03-3908-9085
受付時間	月曜日~金曜日(祝祭日を除く) 9:00~17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月~金 9~17時

虐待等発見時の通報相談先

担当部署	北区障害福祉課(北区障害者虐待防止センター)
電話番号月~金 9~17時	03-3908-9081
区役所休日夜間受付	03-3908-1133

令和 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都北区王子本町 2-24-11-202

(名称) ヘルパーステーション はるかぜ (東京都指定 1311800633)

(北区地域支援 1311800633)

(代表者名) 林 操 印

(説明者) 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(ご家族・代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

印